

食品表示が変わりました!

～ 正しく知って、正しく表示 ～

平成27年4月、JAS法、食品衛生法及び健康増進法の3つの法律の食品表示に係る規定が一元化され、食品表示法が施行されました。経過措置期間が終了する2020年3月31日までに、府内の食品関連事業者の皆さまに同法に基づく表示を適正にしていだけるよう、食品表示講習会を開催します。ぜひ御参加ください。

京都府内で
食品を製造・販売
している方へ

南部会場

日時 平成30年
10月18日(木)
14:00～16:00
(受付開始13:30～)

場所 京都市男女共同参画センター
ウィングス京都 2階
イベントホール
住所 京都市中京区東洞院通六角下る
御射山町262番地

※地下鉄烏丸御池駅(5番出口)または地下鉄四条駅
阪急烏丸駅(20番出口)下車徒歩約5分
※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

要事前申込
各会場 100名
★参加費無料★

北部会場

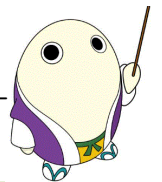
日時 平成30年
10月19日(金)
14:00～16:00
(受付開始13:30～)

場所 市民交流プラザふくちやま
市民交流スペース
住所 京都府福知山市駅前町400
番地

※JR福知山駅から駅北側出口徒歩1分
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関を
ご利用下さい。

内容 ※プログラムについては、一部変更して実施する場合があります

京都府
広報キャラクター
まゆまる



① 食品表示法について

(1) 食品表示法の制度、品質事項について
(講師：京都府・京都市職員)

食品表示制度の概要や原料原産地表示などについて解説します。

(2) 衛生事項について
(講師：京都府・京都市職員)


添加物、アレルギー表示などについて、分かりやすく解説します。

(3) 保健事項について
(講師：消費者庁食品表示企画課職員)

栄養成分表示の義務化に伴い、どのように表示をしたらよいのかを消費者庁から講師をお招きし、詳しく解説していただきます。

② 質疑応答

【申込み・問い合わせ先（京都府内事業者の方）】

 そのまま
FAXできます！

京都府府民総合案内・相談センター

電話：075-411-5000（平日：午前9時～午後5時）

FAX：075-411-5001

電子メール：411-5000@pref.kyoto.lg.jp

申込受付期間：9月5日（水）～10月5日（金）まで

（※定員がありますので、御希望の方はお早めに申込みください。）

※京都市内のみ事業所を有する方は、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（電話 075-222-3424）までお問い合わせください。

事業者向け食品表示講習会 参加申込書（※京都府内専用）

■ 団体・会社名

■ 参加者氏名（ふりがな）

※1社から1名の御参加でお願いします。

■ 所在地

〒

■ TEL

■ 参加希望会場 南部（10/18） ・ 北部（10/19）（いずれかに○をつけて下さい）

■ 質 問

※当日ご質問いただいてもその場で回答できない場合がございますので、お聞きになりたいことがございましたら必ずご記入ください。※個別の内容に関する質問については、本講習会では回答できません。（当社製品の食品表示に問題がないか確認してほしい等）

申し込み方法 申込期間中に電話・FAX・電子メールからお申し込みください。

注 意 事 項

- 定員に達し、御参加いただけない場合のみご連絡いたします。
- お申し込みの受付後、受講票の発送はいたしません。連絡の無い場合、御参加いただけますので、当日会場までお越しください。

担 当 京都府健康福祉部健康対策課健康長寿担当（住所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入）
TEL：075-414-4738 FAX：075-431-3970 E-mail：kentai@pref.kyoto.lg.jp